

1. 議事日程（令和7年第2回北広島町議会臨時会）

令和7年3月24日

午前10時開議

於 議 場

日程第1	議案第21号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第2	議案第22号	北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第23号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第24号	財産の無償譲渡について (戸谷集会所 希望の館)
日程第5	議案第25号	工事請負契約の締結について (大朝小学校校舎大規模改修請負工事)
日程第6	議案第26号	令和6年度北広島町一般会計補正予算（第8号）
日程第7	議案第27号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第28号	令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第29号	令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第30号	令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第31号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第32号	令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第13	同意第2号	副町長の選任の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課行政管理係長	坪内聡子	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課農業振興係長	梅本孝宏	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二

会計管理者 大 畑 紹 子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江

議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本臨時会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。発言をする際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。この給与に関する条例の中の変更点見させていただきました。新年度に向けて給与表の見直しであるとか扶養手当の見直しであるとか、もろもろ記載がありますが、その中で地域手当という言葉が新しく何か所か出ております。19条であるとか20条、あと23条、この辺りにも追加ということになってますけども、これまで地域手当が当町の給料の中に加わっていなかったから追加になったのかというのをまず確認させてください。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 地域手当とは何ぞやというご質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。これ説明するのに少し長くなるかも分かりませんが、本町の給与制度につきましては国に準じて制度を構築しております。この地域手当につきましては、平成18年に遡りますけども、そのときに国の給与構造改革というものがございました。中身につきましては、国の給料表、俸給表といいますけども、それが一本で全国どこに居住してもその給料表で給与を支給していたという実態がありまして、それでは全国的に物価水準がそれぞれ地域によって違います。それによって不公平・不均衡が出るのじゃないかということで、給料表、俸給表自体を物価水準の一番低いところに合わせて改定をされました。低いところに合わせたということで、物価水準の高いところにつきましては、この地域手当というものを新たに設

定をして、その均衡を地域手当で支給することで図っていこうということがそのときに制度化されました。都市部であれば20%、広島市であれば10%とかなり細分化された地域手当がそのとき設定されました。本町においてはその地域に該当しませんので、地域手当の支給についてはありませんでした。ただし給料表が改定されたということで、本町でも約8%の給与水準が下がったという実態がございます。給与水準が合併時に比べて上がってないというのはここが大きな要因でございます。そういうふうな過程がありまして、今回の国の人事院勧告の中で、その地域手当の区域をもう少し広域化、シンプル化しようというところで、細かい市町村単位ではなくて県単位、広島県は何%、何々県は何%というような大きなくくりになりまして、広島県につきましては新たに4%という地域手当の支給区域となりました。ということで、本町も今まで支給対象でなかったところが4%の支給対象ということになりまして、そのものについて今回地域手当が本町で新たに設定されたものでございます。4%ということでございすけども、当面は2%の地域手当とし、その翌年度4%にするというふうなところで今回の条例改正を提案させていただいたものでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今の国の公務員の給与表に準拠してというふうな内容で、職員の確保という面からも、県内はもちろんなんですけども、一定水準の給与を維持しなくてはならないということもあろうかと思うので、その趣旨というのは私は理解するんですけども、これは当然なんですけども、この後にある予算のほうにも当然、前回か、骨格の部分でこれ組み入れられているというふうに理解してよろしいですね。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 地域手当に関しては令和7年度当初予算のほうに見込んで計上させていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第21号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第22号 北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第22号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第22号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第23号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第23号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第23号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第24号 財産の無償譲渡について

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第24号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。2点ほどご質問させていただきたいというふうに思います。1点は、この建物は平成28年度建築でございます。約9年が経過をしておりますけれども、この建物は、私ちょっと分かっておりませんけれども、合併特例債、あるいは過疎債を使って建築をされているというふうに思いますけれども、今回の譲渡に当たり所有者が変わります。そのために繰上償還をする必要があるのではないかとというふうに思いますが、その辺のところはどうかということと、もう一つは、繰上償還することによって地方交付税、これが減額になるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺のところを1点、2つ目は、木造の建物でございますので、耐用年数が約20年ということでございますけれども、30年から40年は持つにしても、あと解体、これについては地元がするものなのか、所有権が移っているんで地元ということになるんだろうと思いますけれども、その辺の見解をお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 石坪議員の質問に対してお答えいたします。まず、1点目なんですが、譲渡に当たりまして起債の償還が続いているということで繰上償還の必要があるかないかということ、こちらにつきましては、平成28年度の事業でございますので起債自体は残っております。それも踏まえまして、借入先である中国財務局、財務省でございますが、そちらのほうに協議をする必要がありますので、協議をさせていただいた結果、無償譲渡であることと、あと建てたときの機能を変えない、いわゆる集会所としてそのまま使われるということで繰上償還の必要はないというお答えをいただいております。ですので交付税措置につきましても、引き続き償還が続く限り、本町のほうで交付税措置を受けることができるというような見解になっております。以上です。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 2点目の20年後の解体は地元か町かというお問合せでございますが、令和6年度に町から譲渡を受けられた集会施設等を対象に、地域コミュニティ拠点施設整備事業補助金という制度を設けております。この中には、維持補修、増改築、解体、新築、新設等ございまして、このたび、何点かは戸谷のほうでもお考えがおりかと思いますが、現時点ではこういった制度がありますので、もしそういう事例が発生する場合には、また町のほうと相談をさせていただきながら、よりよいものがあれば考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 私のほうで少し補足説明をさせていただきます。議員ご質問の解体については、解体費をどうするのかというところでございますけれども、先ほど担当課長が申し上げましたように、地域コミュニティの拠点施設の整備補助制度というものを新たに設定をいたしまして、その中で解体につきましては、もともと公共施設、町が建てたものという責任がありますので、解体については10割町が補助金として支給するというふうな制度となっております。これまでも原東の生活改善センター、これ譲渡して解体をしておりますけれども、それについても10割補助ということで対応しておりますし、これから進む譲渡、施設につきましても、補助金要綱に従って解体につきましては10割町がみるということでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第24号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第25号、工事請負契約の締結について議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第25号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第26号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第26号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第8号を議題

とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木です。予算書は75ページです。お聞きしたいのは、防災事業の中のトイレカーについてお聞きをしたいと思います。トイレカーについては、小型、中型、大型と3種類あると思いますが、今回は何をされるのか。その中で、ユニバーサル仕様をされているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 今回配備を予定しております自走式のトイレカーでございますけども、軽車両、軽トラにそういった架装品を載せるということで軽自動車仕様となっております。それからユニバーサルデザインですけども、小型ということもありまして、スロープとかリアゲートみたいな昇降機等々が装備されておりませんので、ユニバーサルデザインとはなっておりません。オプションとか今後そういう需要があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 体の不自由な方とか子どもの利用者もあると思います。ぜひユニバーサルで検討をいただきたいというふうに思います。もう一つ質問します。その他のほうで防災キャンプを開催すると言われておりますが、ある地域では自主防災を中心として災害意識を高めているところが多々あります。それで、その中で出前講座や学び塾の授業なども行われておりますが、自主防災へのトイレカー、その他の備品の貸出しは可能かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 今回の国の補正の枠組みの中でも、防災に限らず、平時から十分に活用するということもございまして、議員ご指摘のとおり、自主防災組織への貸し出しでありましたり、まちづくり出前講座等での活用も十分に考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 10番、泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ありがとうございます。日本共産党の泉田暁彦と申します。新人ですが、65歳です。執行部の皆様とは今後いろいろお力添えをいただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。資料に基づき質問をさせていただきます。避難所生活環境向上のための備品購入事業の中において、事業概要としていろいろ購入品目が並べられております。私はこうやって備えるということについては大いに賛成です。ここで一つご質問なんですけど、今、島根についてですが、島根でもし大災害が起きたとき、あるいは原発の関係もあるのかもしれないんですが、そういったときに北広島町は3000人の受入れをするというふうになっておると聞いております。それが今整備できているのかどうかを教えてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご質問のとおり、島根県、島根原発でございますけども、そちらで万が一の事故等ございました場合には、広島県のほうに、島根県もそうですけども、一部広島県のほうにも避難者が訪れるということでございます。ただ、避難所受入れに関しましては、受入先の自治体の、そのときに災害に実際遭ってないかというようなこともございまして、いきなり来られるということとはございません。ですので、そういった受入先との協議を県同士でされて、こちらが受入態勢が整った後に来られるということですので、そういったことも年に数回議論を尽くしておりますので、準備は整えておるということでございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 特に地震という災害については、これインターホン押してくれないんで突然やってきます。ですから備えることについて非常に神経をとがらせてやっていただきたいと思います。そして必ずやってくるであろうと言われている南海トラフ大地震、これについてもいろいろ対策を考えておられると思いますが、そこもし聞かせてもらえるんなら聞かせていただいて、次の質問に入ります。大朝小学校体育館の解体事業についてなんですが、資料をずっと読んでいくと、解体については私もよく分かりません。最後の3行目、よって令和7年度にかけて実施する校舎改修事業に合わせてというのがあるんですけど、この改修事業において、どこの自治体も今常識になってるんですが、エアコンは整備されるんでしょうか。教えてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） まず、1点目の南海トラフ巨大地震のことですけれども、国のほうでその南海トラフ地震のことについての見直しが今現在されておりまして、広島県のほうも現在運用しておりますのは、広島県地震被害想定調査報告書というのが平成25年10月に県のほうで取りまとめられておるんですけども、現在、これの見直しをされておりまして、令和7年10月もしくは11月に取りまとめがされるだろうということ、それをにらんで、備蓄方針等もまた改定が必要になってくるのではないかとというふうに思っております。ただ、本町の場合は南海トラフ巨大地震よりも直下型地震のほうが被害が大きいというふうに想定をされておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 大朝小学校校舎改修事業にエアコン工事が入っているかというご質問につきましては、このたびの校舎改修事業には入っておりません。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 皆さんもご存じのとおり、今、日本は、日本の夏がなくなってきました。異常な気象変動によって、体温以上の日々がずっと続くというような状況になっております。その中で学校にエアコンをつけるというのは、どの自治体ももはや常識の範ちゅうになっております。これはやはり下手をすれば命に関わる問題だと思います。ですから、この辺を踏まえて、もう一度深く協議を議論を深めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 補足説明でございますけれども、小中学校の普通教室にはエアコンは設置しておりまして、特別教室に一部設置しないものがございます。特別教室のエアコンの設置につきましては今有利な財源を確保して順次設置したいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに。11番、敷本議員。

○11番（敷本弘美） 11番、敷本弘美です。予算書75ページの備品購入費についてお伺いをいたします。防災事業の中の備品購入費、先ほど担当課長のほうからトイレカーの説明はございましたけれども、このたび地域防災緊急整備、国の交付金を活用しての備品購入と認識をしております。この目的と主な物品をお知らせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 目的でございますけれども、発災直後の避難所における良好な生活環

境を確保するため、国の取組方針、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組方針というものに基づきまして、国が用意しました交付金を活用して資機材等を整備して、災害に強いまちづくりを推進するものです。概要といたしましては、衛生設備の配置ということで、T・K・Bと言われますトイレ・キッチン・ベッド、それを国のほうもそれが一番大事だということで推奨しておりまして、今回、自走式個室型トイレカーを1台約920万円、それから適温食の提供ということで、冷めたおにぎりじゃなくて温かい食事をということで、炊き出し用の資機材2台約100万円、それから生活環境の向上ということで、仕切りですね、パーティション、これは屋根がついたテント式のタイプですけども、それを40台、それから簡易ベッド、段ボールじゃなしにプラスチックでできた再度利用ができる簡易ベッド、これを40台、それからスポットクーラーを16台、それから組立式のシャワーセット、これは男女別ですけども、それから生活水の確保ということで、断水したときにですね、飲料水には使えないんですけども、飲料水はペットボトルとか水道事業者に委ねたいと思うんですけども、生活水ですね。そちらを例えば川の水であったりプールの水であったりを浄水して使用できるというものを、非常用の浄水装置を2式、およそ300万円、それから先ほど備蓄していく倉庫として物置を約70万円で整備をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） さまざま備品、お知らせいただきました。避難所におきまして、この避難所生活における良好な生活環境の確保のためにということなのですが、今全国的に、この避難所で女性の声として、授乳室と更衣室、これはもう本当に緊急に整備をしていかないといけないという声をお聞きをいたします。この辺の町の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘の授乳室、更衣室もちゃんとぐるり四方が囲まれておりまして当然屋根つきのプライバシーが確保できるパーティションとしておりますので、そういった配慮を必要とされる方には優先的にそちらを使用させていただくように思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 今回のこの補正の中の備品の中にはございますでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 資料の中にも書いておるんですけども、パーティション40台というものが屋根つきの、指定の基準を満たした、およそ約4平米程度あると聞いておりますけども、そちらでございますので、十分活用、対応できるものと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。歳入の29ページ、ふるさと寄附金のきたひろ応援ファンド事業寄附金について、マイナスの3700万余りということで、かなり額が大きくなっておりますけども、このファンドの種類、それから実績についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） こちらは地域活性化や地域課題の解決につながる取組に対しまして、ふるさと寄附制度を活用して資金を集め、集まった額から交付金として町が団体等に交付をさせていただくものでございます。令和6年度につきましては2件の申請がございました。まず、1件目でございますが、大朝地域協議会のわさの輪プロジェクトでございまして、こちらは交付申請、こちら120万円の申請をいただきまして、実際交付をさせていただく金

額は49万5000円ということで、マイナスの70万5000円となっております。2点目でございますが、こちらは旧南方小学校再生プロジェクトということで、交付申請額は3000万円で申請をいただきました。実際、交付決定の金額につきましては853万5900円で、こちらが2146万4100円となっております。この金額が歳入、交付額になりますが、歳入ベースで申し上げますと、先ほどのはちょっと支出で申し上げてしまいました。すみません。歳入で申し上げますと、当初200万予定されておりましたが、77万4000円の入金がありました。2点目の南方小につきましては当初5000万上がっておりましたが、1359万5000円ということになっておりまして、そちらの合計が事業寄附金として上がっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。何点かお聞きします。まず、先ほど何度か同僚議員からありました避難所生活環境向上のための備品購入事業で、概要及び主要施策の資料から幾つかお聞きいたします。前回の説明でイベントなどにトイレカーを使えるということだったんですけども、どのように使えるか、先ほど、日常使いということで出前講座でありましたけども、どこまで使えるかの検討をどれぐらいにスケジュールとして出されるかです。もう1点がそのスケジュール感においてなんですけども、相互応援協定ということで今後同様の整備を行った市町との相互応援協定を締結しということがありますが、これもスケジュール的にどのような形で進んでいくのかということをお聞きします。もう1点、トイレカー、スポットクーラー、非常用浄水装置が耐用年数があると思います。こちらのほうお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） トイレカーの平時利用ですけども、平時の利用というのが求められておりまして、今現在想定しておりますのは、先ほど議員ご指摘のようにスポーツイベント等ですけども、スポーツイベントも毎日あるわけではございませんので、どこかの体育施設の近傍において、トイレから離れた場所で活動されているところに日常的に使っていただきたいというふうに想定をしております。スケジュール感ですけども、災害協定もしかりなんですけども、トイレカー、これ全国的な国の大型の補正でして、トイレカーを希望される団体も多数あるということで、メーカーのほうも早めの発注をお願いしますということがございまして、なかなか納期ぎりぎりになるんじゃないかなというふうに想定をしておりますので、令和7年度末からの開始になるんじゃないかと思っております。自走式のトイレカーじゃなくて、三原市さんとか東広島市さんはトイレトレーラーを今回申請をされております。そういったところと当然ながら手を組みたいと思っております。それから耐用年数については、細かく把握はできませんけども、トイレカーであれば軽自動車ということですので、4年ということになってございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） スポーツ施設における日常使いは理解いたしました。ほかで日常ではないけども、イベント等での使用方法等の検討が入ると思うので、その辺も含めてスケジュール感が出ればなと思ったところでございます。こちらに関してが一つ目の質問です。もう一点が、炊き出し用資機材というのがあるんですけども、いわゆる避難所、もしくはその近隣には、田舎なので集会所等にはガスさえあれば物がいろいろつくれるようにはなっていると思います。地域によってフライヤーがあったり鉄板があったり、ガス用の炊飯器があったりというのがあったの

で、この資機材が必要であった理由を1点お聞きいたします。もう1点付け加えます。大朝小学校体育館の解体事業において駐車場の整備なんですけども、こちらに外構工事とあります。周辺の整備を行うかどうかをお聞きしたいです。簡単に言ってしまえば、結構狭いので、門だったりフェンスだったり花壇だったりがあって乗り入れしにくい状態になってるので、この辺が外構工事としてあるかどうか、地域からの意見としても以前お伝えしたとおりなので、ここをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 1点目のご質問であります。炊き出しセットでございます。議員ご指摘のとおり、田舎の集会所にはガスこんろが多く設置してあると。それは当然ながら承知をしております、大部分をそちらのほうの炊き出しで賄っていくということは想定されるんですけど、一番収容人数の多い、人口の多い千代田地域のK u m a h i r aスポーツアリーナにはそういった施設がございませんで、なぜ、この炊き出しセットを選定したかといいますと、このたび千代田中学校の裏に給食センターが新しく設置されましたけども、そのガスバルブが使えるということがありまして、そちらで炊き出しをして避難所のほうに持っていくということが、それこそ近隣でありますので、温かいうちに食事が提供できるのではないかとということで、この炊き出しセットを購入させていただきたいと思います。実際にはこれを先ほどからありますようにいろんな、平時利用で炊き出し体験をしてみませんかということで呼びかけたり、自主防のほうでやってみたいから貸してくれということがあれば、そういったことで活用させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 大朝小学校体育館、大朝学校給食共同調理場解体事業に関しまして、解体工事請負費1億5104万1000円のうち、外構工事として783万1000円予算計上しているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 金額は分かりましたが、花壇や門だとか、そういったものの撤去だったり、もしくは整備し直すだったり、要は乗り入れしやすくなるかどうかのものが設計で今のところ入ってるかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 進入路について設計を行いまして、進入しやすくなるように考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。第3表の債務負担行為補正、10ページから11ページで関連をした質問をさせていただきたいというふうに思っています。この指定管理については、2月の議会で議決をされた案件でございますので、反対とか賛成とかいうことではなくて関連質問をさせていただければというふうに思っています。まず、この債務負担行為で5年間の予算が確保されるというふうに考えますけども、5年間で、例えば千代田運動公園及びアザレア千代田指定管理料、これが4億4500万でございます。1年間に直しますと8900万の指定管理料、もう1つは豊平運動公園の指定管理料でございますけれども、これも2億6823万5000円、1年間に直しますと5364万7000円になるというふうに計算をさせていただいたんでございますが、これについてどのように選定をされたか。例えば入札で

あるとか、あるいはプロポーザル方式などで選定をされたのか、あるいは随契で選定をされたのか。もし随契であった場合については、その理由等をお願いできればなというふうに思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員よりご質問のありました豊平運動公園と千代田運動公園につきましましては、まちづくり推進課のほうからお答えさせていただければと思います。選んだ方法でございますが、非公募で随意契約でございます。その理由といたしまして、まず1点、地域の団体が運営することにより地域の雇用や地域内経済の循環などの効果が認められること、2点目として、町内団体が管理することで、行政と地域との協働の意識が醸成されること、3点目として本町が推進しておりますスポーツ事業等で、地域団体や行政との連携が図られ、効果的かつ効果的な運営が図られること。4点目といたしまして、これまで指定管理をしていたいておりますが、その実績において適正に管理運営がされていることを理由に随意契約としております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 理由については理解をしました。しかしながら公平性、あるいは価格の妥当性、サービスの向上、この辺の考え方から、もう少し私はプロポーザルなり、あるいは入札なり、そんな競争原理を働かせて選定をする必要があったのではないかなというふうに思っていますけれども、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 理由につきましましては、先ほど申し上げさせていただきましたが、もう一点、この団体にした理由の一つに、イベント等も含めた企画運営する人的能力、質と量等に優れておりまして、千代田、豊平の両運動公園も連携も可能になりまして、各種大会等の複合的利用が容易となることも考慮に入れて選定をしております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 今おっしゃいましたように、かなり高い評価をされたということで選定をされたということだろうと思いますけれども、どちらにしましても、評価方法等含めて、どのような評価をされたかというところもお聞きをして最後としたいと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 指定管理者の評価、検証のことでございますけれども、今ご指摘の運動公園に限らず、全ての指定管理施設につきましましては毎年度実績報告等を出していただいて、そのものについて担当課のほうで評価、検証はさせているところでございます。特に大きな今の運動公園でありますとか集客施設、宿泊施設につきましましては、毎年度の評価、検証も併せて公表という形でホームページ等で実績なり評価については公表させているところで、対外的にもそういう目で見えていただければというふうに思っております。非公募、公募という考え方ですけども、担当課のほうで申し上げましたように、特に事業の継続性というところも含めまして、5年5年で事業が大きく切り替わっていくというところは必要なのかどうかというところも含めて検証しているところでございまして、その必要性があると認められれば、公募という形で指定管理事業者を選定するというところも考えられます。これまでも公募で指定管理事業者を決定しているところもございますので、それにつきましましては年度年度の検証と5年間の検証、また事業の継続性をどう見ていくのかというところを評価しながら決定していきたいと思っております。

ます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。予算書72ページ、73ページの道路橋りょう費についてお伺いします。町道等の除雪委託料が2億3500万の補正ということになっておりますが、これは今年思いがけずといいますか、近年にない大雪でありましたので、こういうことになってるんだと思うんですけども、この補正後の総額としては8億9400万というふうになります。この除雪委託料だけに限って言いますと、この全体の中のどのくらいになっているのか。除雪委託費の総額について、まずお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 予算全体のことなので財政政策課のほうからお答えをいたします。除雪委託料のみで言いますと、総額で4億6000万、今回可決されれば予算措置をするという状況でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 4億6000万というのは、まずは一般財源からということになると思うんですけども、その後、交付税措置ということで返ってくるものと思いますが、これはどのくらい交付税措置されて、いつ頃返ってくるのかということについてお願いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 除雪費に係る交付税措置でございますが、特別交付税の措置ということになります。市町の特別交付税、これは再三お答えをさせていただいておりますが、特別交付税につきましては金額的なものが大変申し訳ないんですが、町のほうでは把握できないという部分がございますので、現状どのぐらいの措置がされるのかということにつきましては、現段階でちょっとお答えすることはできませんが、毎年度除雪というのは特別交付税措置というのはございますので、幾らかは返ってくるものと思われまして。もう一点言いますと、今回で言えば、まだ確定ではありませんが、恐らく特別交付税以外の財源措置というものもあるのではないかなという希望的な観測もございますので、財源としてはそういうものを見越しながら、令和6年度のうちに入ってくるものでございますので、年を越して措置をされるものではございませんので、6年度の決算において、そういったものを財源充当させていただいて実施するというような形になります。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もう1点質問ですけども、83ページの減債基金のことです。減債基金ですから、地方債の償還に充てられるものと思いますが、今回の補正が5200万某という基金の積立てということになっておりますが、これは総額で言うと、この基金としては幾らになるのか。それを今後使う使い道として、毎年どのくらいずつその償還に充てていくおつもりなのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 減債基金につきましては、この減債基金の予算の理由としましては、数年来臨時財政対策債という一般財源に充当する起債がございました。これ実は交付税措置をしない代わりに地方債で借入れをして、そのものを後年度に交付税措置で市町のほうに交付するというような制度になっております。ここ数年来、その臨時財政対策債が全国の市町におきまして、いわゆる地方債の借入額の相当額に達しているというような状況がありまして、こう

いった形の措置が出たものというふうに認識をしております。今年につきましても５２３０万６０００円。これは普通交付税の追加交付のときにこの金額で交付をしますということで連絡と交付がございますので、今回補正をさせていただきます。ちなみに去年は４０００万強の数字が出ております。これを何年間で償還しなさいということにつきましては明示はございませんが、その交付されたものをその年度で処理するのはいかななものか、これも実は明記したものはないんですけれども、数年来にわたって、いわゆる臨時財政対策債の償還につきましても１０年とか２０年とかの設定で返済をするような形になっておりますので、そういった趣旨を鑑みまして、基金のほうに積立てを行って、金額も、ですから毎年幾ら取り崩してというようなものの規定はございませんが、一定程度の金額をその返済に充てるといような形での整理をさせていただければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第２６号、令和６年度北広島町一般会計補正予算第８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第７ 議案第２７号 令和６年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（湊俊文） 日程第７、議案第２７号、令和６年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第４号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第２７号、令和６年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第８ 議案第２８号 令和６年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（湊俊文） 日程第８、議案第２８号、令和６年度北広島町介護保険特別会計補正予算第３号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。１番、亀岡議員。

○１番（亀岡純一） １番、亀岡です。１０９ページの歳入についてお尋ねします。一番下でありますけれども、保険者機能強化推進交付金等、それからもう１つ、保険者努力支援交付金について、これがそれぞれ１７０万と３９０万某というものがありますが、これ説明の中で、町としての取組の達成状況を評価されて交付される交付金であり、自治体の財政的なインセンティブというふうにたしか説明していただいたというふうに思いますが、具体的にはどういう取組が

評価されてこういうことになっているかということをお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） どのような指標を具体的なものがあるかということのご質問ですが、サービス資源や給付費等で、その辺の現状分析等行っておるか、あとは日常生活圏域ごとの特徴とか把握を整理しているかということについていろんな指標があるんですが、それについて自己申告に基づいて行っているような指標の調査に対してのインセンティブになっております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 例えば健康づくり体操とか、そういうことを、分かりやすく言えば、が関係していると。そういうことが評価されてるというふうに受け止めてよいものかどうか。それとこれは、以前からもこういうふうにいただいているものなのか、その辺のところをお願いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） そうですね。どのような取組をしているかということも、この対象にもなっておりますし、これにつきましては、もうかなり以前から、ちょっと何年前からというのはちょっとはつきり今分かりませんが、本年度に始まったものではないので、以前からこのようなものがありました。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 以前から、このぐらゐの金額を何回かもらってるということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） ちょっと具体的な数字を、今手元にあるわけではないですが、ほぼ毎年これに変わらない金額でいただいてと思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。4 番、石坪議員。

○4 番（石坪隆雄） 114 ページから115 ページでございますけれども、介護保険給付費の減額で1億828万9000円の減額になっているわけでございますけれども、その中で、介護準備基金の繰入金、これは今回変更がなく、多分現状ですと、862万円になろうかと思っておりますけれども、今現在の基金の積立ての金額が分かれば教えていただきたいというのがお願いできればと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 今現在というのをちょっと数字のほう持っておりませんが、5月末現在で介護保険の基金は2億2000万円あります。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4 番（石坪隆雄） ということは9月補正のときに3000万円の基金の積立てが補正予算されてと思いますので、二億三千幾らになるんだろうと思いますけれども、今後、あと2年間の介護計画に基づいて実施をされるわけでございますけれども、また10期になったときに、この基金を介護保険料の上昇の抑制に積極的に使うように町の考え方があるのか、その辺のところ含めてお願いしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 今回、昨年度介護保険事業計画を策定して、介護保険料のほう金額を決めさせていただいておりますが、6、7、8、この3年間の介護保険料に対して基金を7500

万円充てるようにしております。これから先もできるだけこの介護保険料が高額にならないように基金のほうを充当していきたいという思いであります。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第28号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第29号 令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第29号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第29号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第30号 令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第30号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。143ページでありますけども、診療収入のところ、諸検査等収入が減額1000万円、ほぼ1000万円ということになっておりますけども、この説明がちょっとよく分からなかったんですけども、新型コロナワクチン接種に関わる公費負担分は歳入科目錯誤によりというふうに聞き取れたんですが、ちょっとその辺のところということなのか、もう一度説明いただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、特例臨時接種として令和3年度から5年度まで実施されました。接種費用は全て国の負担で実施され、広域接種の委託先でございます国保連合会から接種費用としてその他扱いで入金されていたことから、1款2項1目の諸検査等収入として収納をしておりました。しかしながら、令和6年度もこれまでと同様に予算計上しておりましたが、今年度から定期接種となりまして、高齢者の肺炎球菌ワクチン、あるいは、季節性インフルエンザと同様に公費負担分として入金されるようになったことから、歳入科目の錯誤に気づき、3月補正で予算の組替えを行ったものでございます。

組替えの額としては372万4000円をその他診療収入のほうへ組み替えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第30号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第31号 令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第31号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第31号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第32号 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第32号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって議案第32号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 同意第2号 副町長の選任の同意について

○議長（湊俊文） 日程第13、同意第2号、副町長の選任の同意についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、副町長の選任の同意についてを採決します。本件につ



いては、畑田正法さんを副町長に選任することに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって同意第2号、副町長の選任の同意については、畑田正法さんを副町長に選任することに同意することに決定しました。ここで副町長の選任の同意を受けられました畑田正法さんにあいさつをしていただきたいと思います。副町長。

○副町長（畑田正法） 自席にて失礼いたします。ただいま副町長の選任同意いただきました畑田でございます。これまで4年間、副町長として町長を補佐し、議会の皆様、関係者の皆様と共に連携を図りながら明るく元気なまちづくりに向けて努めてまいってきたところでございます。微力ではございますけども、与えられた職務に対しまして誠心誠意全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。皆様大変ご苦勞さんでございました。令和7年第2回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 13分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~